

専決処分の報告について（報告第37号）

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、下記の通り訴えの提起について専決処分したため、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

1 事件の概要

被告らは、品川区奨学金貸付条例に基づき、奨学金を借り受けた者または当該奨学金に係る連帯保証を約諾した者であるが、再三にわたる督促にもかかわらず貸付金の償還に応じないため、品川区は、貸付金の償還および当該貸付金に対する違約金の支払を求めて、訴えを提起した。

2 訴えの提起

- (1) 件名 品川区奨学金返還請求 1件
- (2) 訴額 320,000円

3 事件一覧

No.	専決処分の日	被告	続柄	貸付額	返還済額	残元金（訴額）
1	令和7年10月2日	借受人	本人	1,208,000円	888,000円	320,000円
		連帯保証人	母			